

## 分類見直しの要件について

第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）で了承された「水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類に関する考え方」については、表 1 のとおり。

表 1 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質 基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標 設定項目
見直し時点で水質 管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標 設定項目	水質管理目標 設定項目

分類要件 1：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。